

平成 23 年 11 月 30 日

全国重症心身障害児(者)を守る会

各支部長 様
各運動推進委員 様
各ブロック事務局長 様
各法人常任理事 様

全国重症心身障害児(者)を守る会
会 長 北浦 雅子

「障がい者制度改革本部等における検討結果を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」(「つなぎ法」)に関する基本的枠組み案について(情報提供)

6月30日に厚生労働省から示された「つなぎ法」に関する「基本的枠組み案のたたき台」に対するパブリックコメント等による意見を踏まえ、このたたき台に追加、修正された枠組み案が去る10月31日に示されました。

今回の「枠組み案」で示された中から重症心身障害児(者)に関する事項を中心に、次のとおり情報提供をします。

1. 重症心身障害児(者)通園事業について

(1) 重症心身障害児(者)通園事業の法定化(法律上の位置付け)

これまで予算補助事業として実施されてきた重症心身障害児(者)通園事業(以下「重心通園事業」という。)は、児童福祉法に規定する「児童発達支援事業」に位置付けられることになりました。

(2) 児童発達支援事業の指定基準案(重症心身障害を主たる対象とする場合)

① 基本的な考え方

重症心身障害を主たる対象とする児童発達支援事業については、現行の予算補助事業の補助基準(A型及びB型)を考慮し、支援水準の低下をきたさないようにするとともに、現行から確実に移行できるよう、現行の補助基準を考慮して設定する。

② 人員基準

基本的な支援職員である看護師、児童指導員及び保育士、作業療法士又は理学療法士等の担当職員については、現行の重心通園事業の補助基準と同一に設定する。

また、個別支援計画に基づき、計画的かつ効率的に支援を提供できるよう、「児童発達支援管理責任者」を1人以上配置するが、業務に支障がない場合には、他の職務との兼務を可とし、配置に一定の猶予措置を講ずる。

③ 設備基準

訓練等に必要な設備、その他の設備を設ける

・指導訓練室

訓練に必要な機械器具等を備えること。

・支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。

④ 運営基準の主な変更点及び留意事項

・利用定員を「5人以上」とする。

・「児童発達支援管理責任者の責務」を追加する。

・障害者自立支援法の障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援など）と一体的に行うことができるよう、児童デイサービスに代えて児童発達支援の「多機能型」を認める。

(3) 実施主体の移行

今回の法改正により、通所系の福祉サービスの実施主体が都道府県から市区町村に移行します。

このことにより、すでに市区町村の実施主体となっている在宅福祉サービスと同じように給付申請等の窓口が市区町村となります。

(4) 重心通園事業の利用者について

① 適用される法律

今回の法改正で、18歳未満の重症児は児童福祉法に規定する「児童発達支援」の対象となり、18歳以上の重症者は障害者自立支援法に基づく「障害福祉サービス」の対象となります。

このため、利用者の年齢によって適用される法律は異なることとなりますが、「障害児施設と障害者施設の併設を認める」、「利用定員を児者で区分しない」、「児者施設の職員の兼務及び設備の共用を認める」など特例的な取扱いにより、当会が要望した「児者一貫した支援」が維持されることとなります。

② 施行日までに手続きが必要となるもの（給付決定関係）

重症児通園事業の利用者で、法改正後も引き続き障害福祉サービスを継続して

利用する場合には、利用者の年齢にかかわらず、給付申請書及びそれに関連する必要書類を市区町村に提出して、それぞれの法律に基づく給付決定を受ける必要があります。この手続きに関しては、現に利用している重症児者又はその保護者に対して、市区町村から説明があると思われま

す。なお、18歳以上の利用者の場合には障害程度区分の認定が行われます。

(5) 重心通園事業の法定施設への移行等

① 法定施設への移行

18歳未満と18歳以上の重症児者が利用している重症児通園事業所では、一般的には、児童福祉法に規定する「児童発達支援事業（福祉型）」と障害者自立支援法に規定する「障害福祉サービス」の事業者指定を受けることになります。

なお、重症児通園事業A型であって、一定の条件を満たしていれば、児童発達支援センター又は医療型児童発達支援センターに移行することも可能となります。

② 事業者指定

重心通園事業は、法律施行日までに事業所の所在する都道府県等による事業者指定を受ける必要があります。

なお、重症児通園事業はこれまで予算補助事業であったことから、事業者指定に関しては、他の法定施設のような経過措置が設けられておりません。

(6) 報酬（給付費）

- ・ 重心通園事業が法定化されることに伴い、これまでの事業所への補助方式から、障害児者への個別給付（日額制）に変更されます。
- ・ 報酬額の設定に当たっては、重症心身障害児への専門性を引き続き維持できるよう、現行の重心通園事業の補助基準を考慮して、平成24年度の報酬改定プロセスにおいて検討することとされています。

2. 重症心身障害児施設について

(1) 障害児施設の一元化

重症心身障害児施設（国立病院機構国立病院の重症児病棟を含む。以下同じ）については、障害の重複化等を踏まえ、複数の障害に対応できるように再編されることとなります。重症児施設については「医療型障害児入所施設」となります。

(2) 医療型障害児入所施設の指定基準・最低基準（案）

① 基本的な考え方

医療型障害児入所施設は、現行の第1種自閉症児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設からの移行が想定されるが、これらの施設が円滑に移行できるよう、現行の基準を踏襲し、支援水準の低下を来さないようにするとともに、他

の障害にも対応できるように弾力化を図る。

② 人員基準

医療法に規定する病院としての必要な職員を配置するとともに、福祉部門を担当する児童指導員及び保育士の基準については、現行の各障害種別に設定された基準を踏襲する。さらに、他の障害を受け入れた場合に、その障害に該当する基準を適用する。

また、重症児に対する理学療法士又は作業療法士のように、適切な支援を確保するため、各障害に応じて専門職員を引き続き配置するほか、個別支援計画に基づき計画的かつ効率的に支援が提供されるよう、サービス管理責任者に相当する者として「児童発達支援管理責任者」を新たに配置する。

③ 設備基準

現行の基本的な支援水準を維持するため、各障害種別に設定された現行の設備基準を原則として踏襲する。

- ・医療法に規定する病院として必要とされる設備

同法の規定する病院として必要とされる設備、訓練室、浴室

- ・日常生活に必要な設備

※施行日にある施設については、次期改築等の施設整備までは従前の例によることができる。

④ 運営基準

- ・運営規程に定める重要事項として、「事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類」を追加する。
- ・「児童発達支援管理責任者」を追加する。

(3) 実施主体の移行

今回の法改正により、18歳以上の者に対する障害福祉サービスの実施主体が、これまでの都道府県から市区町村に移行します。

このことにより、すでに市区町村の実施主体となっている在宅福祉サービスと同じように給付申請等の窓口が市区町村となります。

なお、18歳未満の障害児に関する実施主体はこれまで通り都道府県で変更はありません。

(4) 重症心身障害児施設の入所者について（障害児施設と障害者施設を併設する場合）

① 適用される法律

重症児通園事業の利用者と同様に、今回の法改正により18歳未満の重症児は児童福祉法に規定する「医療型障害児入所支援」の対象となり、18歳以上の重症者は障害者自立支援法に基づく「障害福祉サービス（療養介護）」の対象となり

ます。

このため、利用者の年齢によって適用される法律は異なることとなりますが、「障害児施設と障害者施設の併設を認める」、「利用定員を児者で区分しない」、「児者施設の職員の兼務及び設備の共用を認める」など特例的な取扱いにより、当会が要望した「児者一貫した支援」が維持されることとなります。

② 施行日までに手続きが必要となるもの（給付決定関係）

ア 18歳未満の場合

施設給付決定を受けている者は、法律施行日（平成24年4月1日）に、入所給付決定を受けたものとみなされます。そのため、特段の手続きをする必要はありません。

イ 18歳以上の場合

（ア）法改正後も、現在の重症心身障害児施設に在所することを希望する場合には、その旨を新たに実施主体となる市区町村に申し出ることにより、引き続き入所していることができます。

この申し出の方法等については現時点では示されていませんが、書面等により行われることが想定されます。

（イ）この申し出を受けた市区町村は、申出者に対し給付決定を行います。その際には、次の手続きを省略することができることとされています。

【省略できる手続き】

- ・ 介護給付費等の支給決定（障害者自立支援法第19条）
- ・ 支給決定を受けるための申請（同第20条）
- ・ 障害程度区分の認定（同第21条）
- ・ 支給要否決定等（同第22条）

（5）重症心身障害児施設の移行等

①障害児施設に関する事業者指定・届出関係

ア 事業者指定に係る経過措置

重症心身障害児施設の指定を受けている者は、施行日に、障害児入所施設に係る指定を受けたものとみなされ、改めて指定を受ける必要はありません。

イ 施設の届け出に関する経過措置

現に児童福祉法に基づき必要な届出等を行っている前記①の施設を設置している者は、施行日に、必要な届出等を行って障害児入所施設を設置しているものとみなされることになっています。

②障害者施設に関する事業者指定・届出関係

ア 施行日に障害者施設（療養介護）に関する事業者指定及び施設の届け出をする必要があります。

しかしながら、サービス管理責任者が配置されていない、療養介護の指定基準を満たすことが困難な場合もあることから、施行日前に重症心身障害児施設の事業者指定及び届け出をしていた者については、経過措置により事業者指定をとることができるかとされています。

(6) 報酬（給付費）

①6月30日に開かれた厚生労働省の全国障害福祉主管課長会議では、上記(3)のイにより手続きを省略した場合の給付費について、次のように記しています。

「18歳以上の障害者は、原則、平成24年4月施行までに支給決定を受けるが、附則第35条に基づき手続きを省略して支給決定も可能。ただし、これにより適用される報酬単価は最も低い単価になることに留意が必要。」

②しかしながら、当会をはじめとする関係団体による要望等を受けて、10月31日の全国障害福祉主管課長会議では、次のように変わってきています。

ア 「前記2の(2)の指定基準・最低基準(案)を踏まえ、これまでの支援水準を維持できるよう設定する。」

イ 「報酬については、障害程度区分判定を省略した場合には、現行制度では未判定者又は最も低い基準が適用されることになるが、支援の継続性を懸念する意見等を踏まえ、現行の障害児施設の報酬との関係を踏まえて、一定の配慮を行うことについて、24年度報酬改定プロセスにおいて検討する。」

これは、手続きを省略した場合であっても、報酬単価は現状のままとなることを意味しています。

4. 障害福祉サービス等報酬改定に関する検討チームの設置

(1)平成23年11月4日に、厚生労働省内に、厚生労働大臣政務官を座長とする「障害福祉サービス等報酬改定に関する検討チーム」が設置されました。

この検討チームでは、平成24年度の障害福祉サービス等に係る報酬改定について、客観性・透明性の向上を図りつつ検討することとされています。

(2)当会では、11月14日に同検討チームのヒアリングに出席し、以下の要望をしました。要望の概要は次のとおりです。

①重症心身障害児(者)通園事業の給付単価は、重症児者の特性に配慮され、専門性を引き続き維持できるよう、従来の運営費補助金の実態を踏まえて、報酬体系を設定してください。

②重症心身障害児者の入所支援について

・職員配置

現在の職種・職員に加え、児童発達支援管理責任者を選任で配置してください。

- ・ 18歳以上の入所者に関するもの

重症心身障害者に適用される療養介護は、重症心身障害の特性に配慮して設定されている重症児施設での職員配置基準を踏まえて、児者一貫の療育体制が円滑に実施できるよう、重症児施設の職員配置基準等の運営基準と共通のものとして設定され、報酬単価をお決めいただきたい。

なお、定員規模区分による報酬単価が実施されていますが、重症児施設は病院であり、従来から定員区分による単価の設定はなじまないとして実施されていたことも踏まえ、児者一貫実施の場合には、一律（単一）の報酬単価を設定され、選択実施できるものとしてください。

重症心身障害児(者)通園事業の移行(案)

重心通園事業は平成24年4月から法定化され、「児童発達支援」となるが、18歳以上の利用者については、他の障害者と同様に障害者施策(障害福祉サービス)により対応することとなる。

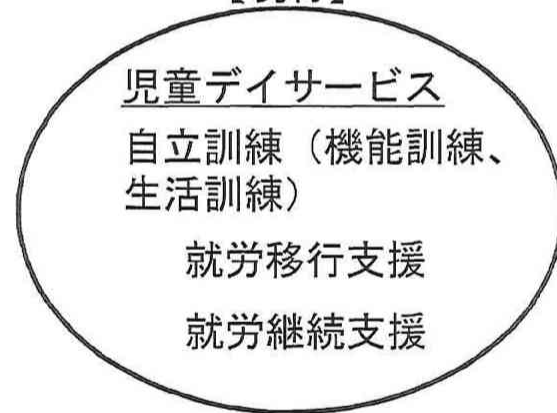
移行に当たっては、既存制度の活用(多機能型)により対応するとともに、重症心身障害児者には児者一貫した支援が必要とされていることも踏まえ、特例的な取扱い(次頁)により対応。

既存制度

児童発達支援と障害福祉サービスとの多機能型

※児童発達支援及び放課後等デイサービスの定員は5人以上、基準はそれぞれのサービスの基準を適用

【現行】



※一体的に実施する多機能型事業所の利用定員が20人以上の場合は、多機能型児童デイサービス事業所の利用定員を5人以上とすることが可

【改正後】



※一体的に実施する多機能型事業所の利用定員が20人以上の場合は、多機能型児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所の利用定員を5人以上とすることが可
(併せて実施する場合は合計で5人以上とすることが可)

特例的な取扱い

「児童発達支援」と「障害者サービス」を一体的に実施できるようにする。

「児童発達支援」と「障害者サービス」の両方の指定を同時に受ける。



事業の小規模な実施形態(5人を標準、又は15人を原則)を踏まえ、児者を区分すると事業が実施できなくなる可能性があるため、児童発達支援と障害者サービスの両方の指定を同時に取れるようにする。

- ①定員は、児・者で区分しない
- ②例えば、児童指導員・保育士を生活支援員に読替えて適用するなどにより、職員・設備について兼務・共用を可(※1)
- ③重心通園事業が移行する場合に、障害福祉サービスの最低定員を緩和(20名→5名)

児者一貫した支援の確保

(※1) 施行日において、障害福祉サービスの指定を受ける必要があるが、施行後直ちに障害福祉サービスの指定基準を満たすことが困難な場合があるので、指定基準を満たさなくても事業者指定を取ることができる経過措置を講ずる。その期間は、児童発達支援管理責任者の経過措置期間(3年間)と同様とし、平成27年3月末までとする予定。

(※2) 報酬について、重症心身障害児への専門性を引き続き維持できるよう、重心通園事業の補助基準を考慮して、平成24年度報酬改定プロセスにおいて検討。

重症心身障害児施設の対応(案)

重症心身障害児施設の18歳以上の入所者についても、24年4月から他の障害者と同様に障害者施策(障害福祉サービス)により対応することとなるが、

- ① 重症心身障害者への適切な支援を提供できる「障害者サービス」が限られている(※現行では療養介護)
- ② 重症心身障害児者に対しては、成長した後でも本人をよく知る職員が継続して関わるなど、児者一貫した支援が望ましい

ことから、重症心身障害児施設からの移行については、次のような特例的な取扱いについても措置を講ずる。

特例的な取扱い

医療型障害児入所施設と療養介護を一体的に実施できるようにする。

「医療型障害児入所施設」と「療養介護」の両方の指定を同時に受ける。

- ① 定員は、児・者で区分しない
- ② 例えば、児童指導員・保育士を生活支援員に読替えて適用するなどにより、職員・設備について兼務・共用を可(※1)

医療型障害児入所施設
(児童福祉法)

療養介護
(障害者自立支援法)

- (※)重症心身障害者に対して、年齢・状態に応じて適切な日中活動をできる限り提供するよう努力
(※)重症心身障害児者に対する在宅生活支援(短期入所など)にも積極的に対応

児者一貫した支援の確保

(※1) 施行日において、障害福祉サービスの指定を受ける必要があるが、施行後直ちに障害福祉サービスの指定基準を満たすことが困難な場合があるので、指定基準を満たさなくても事業者指定を取ることができる経過措置を講ずる。その期間は、事業者指定の有効期限(6年間)を考慮し、平成30年3月末までとする予定。

(※) 18歳以上に適用する報酬については、支援の継続を懸念する意見等を踏まえ、現行の重心施設の報酬との関係を踏まえて、一定の配慮を行うことができないか24年度報酬改定プロセスにおいて検討。

障害児施設 と 障害者施設 の併設	<p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児については、今回の改正を踏まえた支援を提供。 ・18歳以上の障害者に対しては、昼夜分離したサービスを原則とするとともに、地域生活等が可能な者は地域生活等への移行を目指し支援を行う。ただし、施行後直ちに障害者サービスの体制・サービス内容を満たすことができない場合があるので、事業者指定の有効期間(30年3月末、6年間)までの間は、その体制に合うサービス(昼夜一体的なサービス)であっても認めることとする。ただし、支給決定の更新時に優先してサービス等利用計画を作成し、速やかにサービス等利用計画に基づく支援の提供に努める。 ・障害児・者に対する支援については、施設改築等までの間、同一施設内支援を認めるが、できる限り障害児・者それぞれに相応しい支援を提供。 	
	○事業者の手続等	
	<p>★障害者部分について、施行日に障害福祉サービス(例:施設入所支援+生活介護)として指定</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> ※児者併設のため、両方の指定を受ける </div>	<p>(案)</p> <p>施行後直ちに障害福祉サービスの体制・サービス内容を満たせない場合があることから、一定期間、基準適用を猶予する経過措置を設ける。</p> <p>その期限は、事業者指定の有効期間(30年3月末、6年間)までとする。</p>
	○利用者の手続等	
<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の障害者は、24年4月までに支給決定を受ける必要があるが、市町村は本人の申出により、支給決定に必要な手続(障害程度区分判定)を省略して支給決定を行うものとされており、これにより、支援の継続を保障。なお、支給決定の更新時に優先的にサービス等利用計画の作成を受け、サービス内容も適切なものとするのが望ましい。(原則、支給決定期間を1年(又は市町村の事情によって2年も可)) ・報酬については、障害程度区分判定を省略した場合には、現行制度では未判定者又は最も低い基準が適用されることになるが、支援の継続を懸念する意見等を踏まえ、現行の障害児施設の報酬との関係を踏まえて、一定の配慮を行うことについて、24年度報酬改定プロセスにおいて検討。 		